

岸和田市貝塚市清掃施設組合リサイクル啓発センター提案型 3 R 啓発推進事業実施要綱
(趣旨)

第 1 条 岸和田市貝塚市清掃施設組合（以下「組合」という。）は、岸和田市貝塚市清掃施設組合リサイクル啓発センター条例（平成 19 年条例第 1 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、ごみの 3 R や環境活動に取り組む市民団体等と協働して、岸和田市及び貝塚市の市民（以下「市民」という。）の 3 R に関する意識の高揚を推進する事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第 2 条 従来にない自由な発想で優秀な提案を行った者に委託することにより、市民が 3 R について学び、自ら行動し、その必要性や実践方法等を広く共有することを目的とする。

(提案者)

第 3 条 事業を提案できる者は、岸和田市及び貝塚市に事務所、または活動場所を有し、ごみの 3 R や環境活動に取り組む市民団体等で、次の要件を満たす団体とする。

- (1) 企画提案した事業を自ら実施できる団体
- (2) 5 人以上の構成員で組織している団体
- (3) 事業の連絡責任者が特定できる団体
- (4) 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）がある団体

(対象となる事業)

第 4 条 提案を求める事業は、第 2 条を達成できる見込みがあり、次の要件を満たす事業とする。

- (1) ごみの 3 R 推進による資源循環型社会形成に資する事業
- (2) 公益的又は社会貢献的な事業
- (3) 地域を活動の場とした事業
- (4) 具体的な効果や成果が期待できる事業
- (5) 先進性、先駆的工夫やアイデアがあり、新しい視点からの取り組みである事業

- (6) 予算の見積もり等が適正である事業
- (7) 組合の事業に合致または効率的に協働できるものと判断できる事業
- (8) 広く市民に参加の機会があり、多数の市民参加が期待できる事業
- (9) 参加する市民が、無料もしくは実費程度で体験等が可能な事業

2 次に該当するものは対象外とする。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 未成年者又は、未成年者中心で構成する団体による事業
- (3) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (4) 公序良俗に反する事業
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は、暴力団員(暴力団員による不当な行為防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは、暴力団密接関係者(岸和田市暴力団排除条例及び貝塚市暴力団排除条例に規定する規則で定める暴力団及び暴力団と密接な関係を有する者をいう。)が実施する事業
- (7) 企業や営利団体が主体となって実施する事業
- (8) 国、府、市及びそれらの外郭団体が実施する他の助成制度等の補助を受けている事業
- (9) 組合が行う事業の妨げとなる事業
(事業の実施期間)

第5条 事業の実施期間は、委託契約締結後から事業実施年度末日までの事業に必要な期間とする。

(提出書類)

第6条 提案者は、次に掲げる書類を、指定された期日までに組合管理者(以下「管理者」という。)に提出するものとする。

- (1) 事業提案書 (第1号様式)
- (2) 事業計画書 (第2号様式)
- (3) 事業予算書 (第3号様式)
- (4) 団体概要書 (第4号様式)
- (5) 団体の定款、規約、会則等 (任意様式)
- (6) その他、活動などの内容が示されている資料 (任意様式)
- (7) その他、組合が必要と認める書類

(受託者の選定)

第7条 管理者は、前条の規定による提出が行われたときは、別に定める岸和田市貝塚市清掃施設組合リサイクル啓発センター提案型3R啓発推進事業審査会(以下「審査会」という。)に、事業を委託する提案者(以下「受託者」という。)の選定を求めなければならない。

- 2 管理者は、審査会の選定に基づき、全ての提案者に対し、速やかにその結果を、「採択通知書」または「不採択通知書」により通知するとともに、受託者の公表を行うものとする。

(委託契約の締結)

第8条 管理者は、受託者と事業の実施に関し、委託契約を締結する。

- 2 委託契約を締結するにあたり、契約保証金については、岸和田市貝塚市清掃施設組合契約及び財産事務規則(平成21年規則第3号。以下同じ。)に基づき、岸和田市の規定を準用する。
- 3 組合が支払う事業の委託費は、受託者が実施する事業に直接要する経費のうち、審査会が適正であると認めた金額とする。なお、団体を維持するための人件費及び事務所の賃借料、光熱費等の管理費は対象としないものとする。
- 4 組合が支払う事業の委託費のうち、事業実施後に余剰金が発生した場合は、組合へ返還するものとする。

(事業報告)

第9条 受託者は、事業が完了したときには、速やかに次に掲げる書類を、管理者に提出するものとする。

- (1) 事業報告書 (第5号様式)
- (2) 事業結果報告書 (第6号様式)
- (3) 事業決算書 (第7号様式)
- (4) 領収証
- (5) その他、組合が必要と認める書類

(委託費の支払い)

第10条 管理者は、受託者が提出した報告書類の内容が適正と判断した場合は、報告書類の受理後、30日以内に委託費を一括して支払うものとする。ただし、管理者が必要と認める場合は、概算払いにより支払うことができるものとする。

(委託契約の取消し等)

第11条 受託者は、事業提案書に記載した内容を達成できないことが明らかになったときは、速やかに管理者に報告し、その理由書を提出するものとする。

2 管理者は、前項の報告によるほか、受託者が事業提案書に記載した内容を達成できないと認めるときは、委託契約を取り消すことができるものとする。

(調査及び是正措置)

第12条 管理者は、必要と認めるときは、受託者に対し、事業の関係資料の提出を求め、必要な調査を行うことができる。

2 管理者は、前項の調査により不適切な事項を発見したときは、受託者に対し、必要な是正措置を求めることができる。

(所管)

第13条 この要綱による事業の委託に係る事務については、岸和田市貝塚市清掃施設組合総務課において行う。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月22日から施行する。